西宮市人権・同和教育協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人権文化の花咲くまち西宮を目指し、全市的組織として設立された西宮市人権・同和教育協議会(以下「協議会」という。)の活動に要する経費に対し補助することにより、協議会の健全な発展と活動を促進するとともに、西宮市の人権教育施策と連携し、すべての人の人権が尊重され、差別のない豊かな社会の実現をはかる協議会の活動を支援することを目的とする。

(補助対象経費)

- 第2条 この要綱による補助の対象経費は、協議会の開催する次の事業にかかる経費の一部とする。
 - 1 人権教育に関する調査、研究及び資料の収集、配布に要する経費
 - 2 研究会、講演会、討論会、その他必要な諸事業の開催に要する経費
 - 3 関係諸機関との連携に要する経費
 - 4 その他目的を達成するための諸事業に要する経費

(補助金の交付理由および条件・額)

第3条 協議会は、社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)に定める教育を行っており 市長は、補助金の交付にあたり西宮市生涯学習審議会の意見をあらかじめ聴くこととし、予算の範 囲内において行う。

(補助金の交付手続き)

第4条 補助金の交付の手続きについては、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和58年3月31日 西宮市規則第81号)の規定によるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 3 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。